議案第 １３２ 号

周南市準用河川管理条例の一部を改正する条例制定について

周南市準用河川管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月３０日　提出

周南市長　　藤　　井　　律　　子

周南市準用河川管理条例の一部を改正する条例

周南市準用河川管理条例（平成15年周南市条例第222号）の一部を次のように改正する。

第５条ただし書中「４月30日」を「６月30日」に改める。

別表第２の表を次のように改める。

名称	占用物件	単位	占用料（円）
電柱	第１種電柱	１本につき１年	570
	第２種電柱		880
	第３種電柱		1,200
電話柱	第１種電話柱		510
	第２種電話柱		820
	第３種電話柱		1,100
電線	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートルにつき１年	5
	地下電線その他地下に設ける線類		3
地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年	22
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		31

	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		46
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		92
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		220
	外径が0.7メートル以上１メートル未満のもの		310
	外径が１メートル以上のもの		610
広告塔、看板、広告板		表示面積１平方メートルにつき１年	900
囲い込み、板囲い、足場又は工事用材料置場		占用面積１平方メートルにつき１月	90
露店その他これに類するもの		占用面積１平方メートルにつき１日	9
その他のもの		・橋りょう又は通路 占用面積１平方メートルにつき１年　475円 ・その他の工作物 占用面積１平方メートルにつき１年　630円	

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行し、改正後の周南市準用河川管理条例の規定は、同日以後の準用河川に係る占用について適用し、同日前の占用については、なお従前の例による。

（参　考）

周南市準用河川管理条例新旧対照表

現行

（占用料等の徴収方法）

第５条　占用料等は、当該許可をした日から１月以内に納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、当該許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料等は、毎年度、当該年度分を４月30日までに徴収するものとする。

別表第２（第４条関係）

土地占用料

名称	占用物件	単位	占用料（円）
電柱	第１種電柱	１本につき１年	480
	第２種電柱		730
	第３種電柱		990
電話柱	第１種電話柱		430
	第２種電話柱		680
	第３種電話柱		940
電線	共架電線その他上空に設ける線	長さ１メートルにつき１年	4

改正案

（占用料等の徴収方法）

第５条　占用料等は、当該許可をした日から１月以内に納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、当該許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料等は、毎年度、当該年度分を６月30日までに徴収するものとする。

別表第２（第４条関係）

土地占用料

名称	占用物件	単位	占用料（円）
電柱	第１種電柱	１本につき１年	570
	第２種電柱		880
	第３種電柱		1,200
電話柱	第１種電話柱		510
	第２種電話柱		820
	第３種電話柱		1,100
電線	共架電線その他上空に設ける線	長さ１メートルにつき１年	5

現行				改正案			
	類				類		
	地下電線その他地下に設ける線類		3		地下電線その他地下に設ける線類		3
地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年	18	地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年	22
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		26		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		31
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		38		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		46
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		51		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		77		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		92
	外径が0.3メートル以上0.4メート		100		外径が0.3メートル以上0.4メート		120

現行				改正案			
	ル未満のもの				ル未満のもの		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		180		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		220
	外径が0.7メートル以上１メートル未満のもの		260		外径が0.7メートル以上１メートル未満のもの		310
	外径が１メートル以上のもの		510		外径が１メートル以上のもの		610
広告塔、看板、広告板		表示面積１平方メートルにつき１年	870	広告塔、看板、広告板		表示面積１平方メートルにつき１年	900
囲い込み、板囲い、足場又は工事用材料置場		占用面積１平方メートルにつき１月	87	囲い込み、板囲い、足場又は工事用材料置場		占用面積１平方メートルにつき１月	90
露店その他これに類するもの		占用面積１平方メートルにつき１日	9	露店その他これに類するもの		占用面積１平方メートルにつき１日	9
その他のもの		・橋りょう又は通路		その他のもの		・橋りょう又は通路	

現行		改正案	
	占用面積１平方メートルにつき１年　475円 ・その他の工作物 占用面積１平方メートルにつき１年　630円		占用面積１平方メートルにつき１年　475円 ・その他の工作物 占用面積１平方メートルにつき１年　630円
（略）		（略）	